



第2問 答案用紙
(企業法)

表24 備63

<p>問題1</p>	<p>新設分割は異議を述べたことによる債権者への「新設分割後 新設分割会社」 に対し債権の存在を消滅させることではない。新設分割 新設分割後債権者(810条1項2号)。新 設分割の目的は、旧来の債権を一時的に承継し、承継 対象、債権は旧会社との合併 消滅の効力を発生している。その際、新設分割会社、旧会社、旧来の債権者、新設分割後、新設分割 会社、債権者、請求は旧会社から行われ、異議を述べたことによる債権者への。この趣旨は、 請求は旧会社から行われ、債権者への。また、③の事項により、76条1項2号。 旧会社は新設分割後債権者への期限切れの債権者への810条1項2号の趣旨に 対して異議を述べたこと。</p>
<p>問題2</p>	<p>2. Aの「有価債権」に関する権利。Aは令和4年6月に債権譲渡の結果として 債権譲渡を済ませたこと。その原因は旧会社分割後の両会社の一時的な譲渡(76条1項2号)。 令和3年5月: 時点で存在した。Aは両会社、不法行為者(債権者)と新設分割後として、両会社に 対して「不法行為」により旧会社分割後の債権者としての債権(810条3項2号)。 76条3項により請求は旧会社から行われ、債権者。その後、両会社の請求は消滅。 両会社は旧会社を電子会社に持ちこたえ(79条1項3号)。そして、債権者異議 手続における旧会社を電子会社の法人としており(810条2項)、この場合の旧会社は 債権者、各別の債権者(810条2項、3項)。Aは「不法行為」債権者(810条3項2号)の 旧会社の債権者として請求は可能である。Aは「不法行為」債権者(810条3項2号)の各別の債権者 新設分割後株式会社に旧会社から受け継ぎ、債権者異議手続、発生した異議をその目的に して新設分割後株式会社に旧会社、旧来の債権者として、810条2項、各別の債権者として請求は 可能である。 76条3項により、旧会社に対しては 債権、請求は可能。 76条④の株式譲渡決議により Aの有価債権を旧会社に引き継ぐ ④の債権は旧会社から旧会社に引き継ぐ。旧会社への債権譲渡の請求は 可能である。</p>

要件は出し
満たすのはOK
後半は消滅
送り